

令和6年度第1回食の安心・安全審議会（令和6年6月19日書面）における意見及び府の対応

1 「第6次京都府食の安心・安全行動計画に基づく令和5年度施策の実績・取組効果について」の御意見

項目	御意見の要旨	府の対応	担当課	
全般	監視指導や事業者の育成においても目標通りの実績に感謝する。コロナの緩和に伴い、食品販売者には引き続き安全性を重視してほしい。	引き続き、啓発や監視指導、講習会等を通じ、食品関連事業者の衛生意識の向上を図り、食中毒や違反食品等の未然防止に取り組みます。	生活衛生課 農政課	1
家畜伝染病の発生予防について(取組③)	③鳥インフルエンザや豚熱などの家畜の伝染病の発生が京都府の取組の成果として抑えられたことは良かった。(他府県に比べて卵が少し安かった)	引き続き、家畜伝染病発生予防対策を徹底してまいります。	畜産課	2
個表添付の写真について(取組⑬⑭⑯⑰)	取組⑬⑭⑯⑰の講座会場の写真4つは不要ではないか。	写真は、取組内容がわかりやすいものとなるよう工夫して掲載することとします。	農政課	3
目標設定について(取組⑭)	⑭農薬管理指導士の養成について、資料1-2によると、この3年間、毎年30名以上を合格として登録している中、目標が10名以上/年の登録というのは、目標設定が低いのではと感じた。	近年、受講者数が増えており、計画策定時に設定した目標が低く見える状況です。 次期計画では、農薬講習会の取組に内包されることから、新たに目標値の設定はありませんが、本年度も参加者確保に努めてまいります。	農産課	4
目標設定について(取組⑯)	⑯HACCPの定着に向けた研修会の開催について、1回あたりの定員を増やしたところ開催数は減っているが、総参加者数は変わらなかった可能性もあるのではと感じた。	完全義務化となった令和3年度をピークに受講者は減少傾向にあります。今後も府食品衛生協会と連携し、府内各所で研修会を開催し、引き続きHACCPの考え方を取り入れた衛生管理のフォローアップ、普及、定着に向けた取組を継続します。	生活衛生課	5
取扱いメニューと年次推移について(取組⑲)	⑲きょうと健康おもてなし食の健康づくり応援店の811店舗の内訳(エネルギー表示、野菜たっぷり、塩分、アレルギー)(重複があるので、合計は811を超える)とその年次推移を記載していただきたい。	登録店舗数はR4は804、R5は811であり、その項目の内訳は「野菜たっぷりメニュー」R4は46、R5は55 「塩分ひかえめメニュー」R4は35、R5は29 「エネルギー表示メニュー」R4は357、R5は362 「アレルギー表示メニュー」R4は451、R5は450です。 登録項目の内訳については、次回から個表に記載させていただきます。	健康対策課	6
アレルギーの取組の拡大について(取組㉑)	㉑アレルギーの取組が学校現場やボランティアなどの場で広がったことはアレルギーを持つ親子にとって大きな安心につながった。今後、食事提供をする事業者にも学習会など開催して理解を広げてもらえると嬉しい。	給食提供事業者に、衛生管理推進研修会や府学校給食研究協議大会等に参加いただき、共通理解を図っており、引き続き、実施してまいります。	健康対策課 保健体育課	7
単語の説明や収穫量、収入について(取組㉓)	㉓特別栽培米の「環境直払」の意味の説明をお願いしたい。地球温暖化防止等の取組とは何か。 実績は面積で示されているが、収量はどうだったのか。一般の栽培との比較データはあるか。(特別栽培米は収量が少ないのか？収入はどうか？)	「環境保全型農業直接支払交付金」の略称で、農業の持続的な発展などを支えるため、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援する制度です。地球温暖化防止の取組は、堆肥や炭の投入技術など炭素貯留効果の高い技術取組のことを指します。また「等」は有機農業など生物多様性保全の取組を指します。 特別栽培米は、生産者団体や栽培方法が多様で、収量までは把握していませんが、一般的に収量は慣行栽培並、収入はやや良いと聞いています。	農産課	8

項目	御意見の要旨	府の対応	担当課	
農薬低減や環境負荷低減の取組の拡大について(取組⑳)	農薬の適正使用の取組は大きな成果だと思う。次期に向けては「食料・農業・農村基本法」に沿ってさらに農薬削減への取組や、環境負荷低減の取組を米以外の農産物にも広げてほしい。	引き続き化学肥料、農薬を低減する環境にやさしい農業の一層の拡大を図ってまいります。 環境にやさしい農業の取組には、野菜を中心とする「京都こだわり農法」等も含まれており、それらの拡大も進めてまいります。	農産課	9
記載内容の確認(取組㉑)	㉑気候変動等にも対応した安心安全な府内産農林水産物の安定供給のための研究の実施の取組実績の6 CO2吸収「減」として→吸収「源」としてではないか。	御指摘のとおりです。「源」に修正いたします。	流通・ブランド戦略課	10
字句の統一について確認(取組㉒㉓)	㉒では栄養系学生、㉓では家政学生 →どちらも栄養士・管理栄養士養成校学生ではないか。	御意見のとおりです。なお、㉒では開催した大学の学部に合わせて表記、㉓ではヤングサポーター登録制度実施要領と合わせた表記にしております。	農政課	11
取組㉔	若い学生が食に関心を持って取り組んでいる。今後も養成研修を進め、理解を深めてほしいと思う。	引き続き学生への周知や働きかけを行い、目標を設定してヤングサポーターの養成に取り組んでまいります。	農政課	12
取組の開始時期や実績の表記について(取組㉕)	㉕食の府民大学は写真不要。104講座あること、内容別(事業者向け講習会/食育レシピなど)講座数などの記載を。取組は令和2年度から開始したのか。令和4年と5年に総再生回数を実績としているのは、わかりにくい。(第7次計画では、令和4、5年で計2万2千件再生と記載。)	本取組は第5次行動計画の令和元年度から開始しております。わかりやすい内容となるよう次回から個表に講座内容や講座数を記載いたします。 また、骨子案の第6次行動計画の実施状況について、これまでの取組実績数値と統一した表記に修正いたします。	農政課	13
ホームページ、SNSの閲覧回数について(取組㉖㉗)	㉖ホームページ、㉗SNSについて、㉕と合わせて、配信回数だけでなく、閲覧回数も記載してほしい。「発信した情報の一例」は読めないため、内容を記載してほしい。	次回から閲覧回数を追記することとします。 また、発信した情報について、取組内容がわかりやすいものとなるよう工夫して記載します。	農政課	14
SNSの情報発信について(取組㉘)	㉘情報発信について、消費者の健康志向から健康食品への過度な期待も紅麹菌事件の一因となったと思う。健康食品やサプリメントに関するもっとわかりやすく伝える発信もあれば良かったと思う。	発信する内容、テーマも含め関係課と連携のうえ、わかりやすく正確な情報を発信いたします。	農政課	15
資料1-1の取組⑬の「コロナ緩和後の影響・工夫等」の修正		内容がわかりやすくなるよう、次のとおり修正します。 「講習会は、定期的に換気を行う等の配慮をして、対面形式で実施。昨年度は3年ぶりの対面形式であったため例年より参加者が多く、その影響から本年度はやや参加者が減少した。」	農産課	16
資料1-1の取組⑯の「コロナ緩和後の影響・工夫等」の修正		内容がわかりやすくなるよう、次のとおり修正します。 「会場入口での手指消毒用アルコールの設置や定期的に会場の換気を行うなど配慮を継続しながら1回あたりの定員を増やし実施。コロナが5類に移行したことを受け、1回あたりの定員を増加させたことから開催数が減少した。」	生活衛生課	17

2 「その他」の御意見

項目	御意見の要旨	府の対応	担当課	
資料発送について	(所属の対応が問題かもしれないが)資料を受け取ったのが26日夕刻であり、28日が提出期限という依頼は対応が困難なため、以後検討いただけるとありがたい。	十分な期限がない中、期限内に回答をいただき、ありがとうございました。 今後は、十分な期間を持って郵送するとともに、速達やレターパックなど配送に時間がかからない方法でお送りさせていただくなど改善してまいります。	農政課	18
国の施策との関係(情報発信など)	紅麴菌による健康食品被害は死者もでてきていることから、国の施策の問題ではあるが、検査の強化、健康食品やサプリメントの健康や美容に関する情報発信など出来ることは考えていってほしい。	いわゆる「健康食品」による健康被害については、情報を探知した際には、国が定めた対応要領に基づき、速やかな調査・報告を実施しているところです。また、小林製薬の紅麴事案については相談窓口の設置、府HPによる注意喚起を行う等対応を講じており、新たな健康被害情報にも迅速な対応を進めていきます。 食品表示に係る正しい情報について、今後府ホームページやSNS等を活用し発信します。	生活衛生課 健康対策課	19
国の施策との関係	PFASによる水道水の汚染や農業への影響など調査と研究、公表はぜひ京都府でもしていってほしい。	PFASのうち、PFOS及びPFOAについては、検査義務のない水質管理目標設定項目であるため、水道事業者の判断で水質検査を実施するとともに、情報提供されています。なお、府が管理している浄水場については、PFOS及びPFOAを含む水質検査を定期的実施しており、その検査結果を公表しております。 また、農業への調査研究については、国が農地土壌、水等からの農産物へのPFASの移行特性の解明を行っており、京都府としてもサンプリングや地元農家との調整等について協力を行っているところです。	農産課 生活衛生課 (環境管理課) (水道政策課)	20
書面開催について	限られた時間での審議会なので、じっくり発言できる書面開催も良いと思います。もう少し時間が欲しかったです。	期限内に回答をいただき、ありがとうございました。 書面開催の際は、十分な期間を持って郵送するよう努めます。	農政課	21
意見交換の提案	例えば 京都府内の有機野菜や減農薬米をどう広げるか。など、テーマを決めてそれにだけ意見を互いの立場を越えて、発言する時間もあれば良いかと思う。	「京都府みどりの食料システム基本計画」において、「消費者理解の促進」として消費者や事業者、行政の交流を通じた相互理解を掲げています。 なお、消費者の意見交換の場として、消費者団体との意見交換会や、きょうと食の安心・安全フォーラム等を開催しております。	農政課	22
他計画と食の安心・安全計画との関係について	みどりの食料システム基本計画、フードテック基本構想の紹介と食の安全計画との関係について、次の会議で委員に説明をお願いしたい。	食を取り巻く現状でも持続可能な社会に向けた取組が推進されており、京都府みどりの食料システム基本計画及び京都フードテック基本構想により、環境負荷低減事業活動で生産された農林水産物の高付加価値化など、農林漁業・食品産業の持続可能な発展と食料の安定供給の確保に向けた取組を推進しているところです。これらの食に関する計画等においても、食の安心・安全の確保は大前提ですので、食の安心・安全に関連する計画等に位置づけ、相互に連携しながら施策を推進したいと考えております。 基本計画及び基本構想の概要について、審議会において報告予定ですが、府HPもご参考ください。 みどりの食料システム基本計画： https://www.pref.kyoto.jp/nosan/midorikeikaku.html フードテック基本構想： https://www.pref.kyoto.jp/shoku-sangyo/foodtec/index.html	農政課 流通・ブランド 戦略課 農産課	23

項目	御意見の要旨	府の対応	担当課
R5アンケートの結果について	参考:食の安心・安全アンケート結果について、グラフだけでなく、解釈コメントが必要。 設問1 平成26年と平成29年以降で、回答が大きく異なることについて、見解が欲しい。 食品偽装問題、対象者特性の違いなど。	アンケートの設問1について、平成26年ごろまでは、まだ放射性物質など、食について不安を感じる要素があり、平成29年以降は「BSE、インフルエンザ」、「放射性物質の汚染」といった食の安心・安全に関する大きな事故があまりなく、全体的には大きな不安は感じておられない傾向ではないかと考えます。 対象者については、平成29年から新たに京都府広報モニターを対象とし、幅広い年代の方からの回答収集に努めています。 令和5年度のアンケート結果の概要のまとめについて、府HPにて公表しておりますのでご参考ください。 https://www.pref.kyoto.jp/shoku-anshin/documents/2023survey.pdf	農政課
委員任期について	委員の任期が年度途中で切れる問題を解決していただきたい。	委員は消費者、農林水産、卸売など様々な分野で構成、各種団体からの推薦を受ける等により委嘱しており、任期は府条例で2年と定められています。 任期の時期の規定はありませんが、各種団体の役員変更が6月であることから、7月31日～2年後の7月30日としておりました。 年度途中とならないよう、3月末での任期について検討しましたが、6月の役員変更の際は再度委嘱手続きが必要となり、各種団体の事務手続きの負担を考慮すると、これまでと同様の任期としたいと考えております。	農政課

3 「第7次京都府食の安心・安全行動計画の概要案について」の御意見

項目	御意見の要旨	府の対応	骨子案 反映箇所	骨子案本文	担当課
第1章 1 食を取り巻く 現状	小林製薬の紅麹による健康食品事故、水道水からも検出され、不安が広がるPFASについて、入れておいた方がよいのではないか。	健康食品の事例については、骨子案に反映しました。 PFASについては、土壌や農作物等に係る測定方法や評価方法が確立されておらず、食品への影響に関して十分な知見が得られておりませんので、計画に盛り込むことを断念します。国の調査や研究等の情報を収集しながら、測定方法や評価方法が明確になりましたら、食品の検査等必要な対応を行うこととします。	第2章1 の(1)	(1) 食品の産地偽装や食中毒等の発生 〈略〉 また、令和6年3月の機能性表示食品による健康被害事例では、製造者や厚生労働省等へ全国から多数の健康被害の報告や健康相談が寄せられており、厚生労働省が対応方針を取りまとめたところです。	生活衛生課 農産課 (環境管理課) (水道政策課)
第1章 1 食を取り巻く 現状 (2) 食品関連事業者の自主的な取組の促進	(2) 持続可能な社会に向けた取組の推進の「府民自らが食品を備蓄することが必要となっている。」部分が、強制的な感じがするので、もう少し柔らかい表現の方がよいと思う。	行政が推進していると表現を変えて骨子案に反映しました。	第2章1 の(2)	(2) 持続可能な社会に向けた取組の推進 〈略〉 京都府においても、「京都府みどりの食料システム基本計画」や「京都フードテック基本構想」を策定し、環境負荷低減事業活動で生産された農林水産物の高付加価値化や消費者理解の促進により、農林漁業・食品産業の持続可能な発展と食料の安定供給の確保や万が一の被災に備えた食料備蓄等に向けた取組を推進しています。	農政課

項目	御意見の要旨	府の対応	骨子案 反映箇所	骨子案本文	担当課
第1章 1 食を取り巻く 現状 (2) 持続可能な 社会に向けた取組 の推進	(2) 持続可能な社会 に向けた取組の推進で、 農山村維持へ食料・農 業・農村基本法が5月に 改訂され食料の安全保 障、環境低減型の地産地 消推進と都市消費者との つながりや交流がうたわ れているので入れてはど うか。	農村の振興に関する施策が基 本理念に位置付けられてい ることを骨子案に反映しまし た。	第2章1 の(2)	(2) 持続可能な社会に向けた取組の推進 〈略〉 令和6年6月に改正された食料・農業・農村基本法では、食 料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、 農業の持続的な発展及び農村の振興に関する施策が基本理念と して位置付けられ、生活の安定向上及び経済の健全な発展を 図ることを目的として生産から消費まで各段階における環境への 負荷低減や合理的な価格形成が打ち出されたところです。	農産課
第1章 1 食を取り巻く 現状 (4) (5)	(4)(5)を一緒にし て、新しい生活様式の普 及、新しい通信技術やIT 技術の進歩について書い てはどうか。	(4)(5)を一緒にして記載す るよう、骨子案に反映しまし た。	第2章1 の(4)	(4) 新しい生活様式や通信技術の普及 令和2年1月に国内で最初の感染者が確認されて以降、人々 の生活に大きな影響をもたらした新型コロナウイルス感染症 は、令和5年5月に感染症法での位置づけが5類へと移行した ことに伴い、基本的な感染対策は個人や事業者の自主的な感染 予防に変わりました。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による「3密」の回避 等の行動が制限される中で、ネットショッピングやオンライン 会議、遠隔診療等、様々な場面でオンラインによる活動やサー ビスが浸透し、その利便性が認識されたことで定着し、活用さ れています。 また、総務省の情報通信白書によると、日本のソーシャルメ ディア利用者数は、令和元年の7,300万人から令和4年の1億 200万人に増加しており、令和9年には1億1,300万人になると 予測されています。府民へのアンケートによる意識調査でも、 食に関する情報を入手する機会は、テレビやラジオ、新聞、雑 誌が主流でしたが、近年では、情報収集手段の多様化により、 ソーシャルメディアやインターネットから情報を得る人の割合 は全体の3分の1を占めています。 ソーシャルメディアやインターネットの普及に伴い、手軽に 情報を発信又は入手できる一方、誤情報や偽情報等のフェイク ニュースが問題となっています。近年は、AI(人工知能)の 技術で合成した偽動画であるディープフェイクが拡散される 等、利用者が情報の真偽を判断することが難しくなっていま す。	農政課
第1章 2 第6次行動計 画の成果と課題 (1) 成果<目指 す姿の実現状況>	柱3について、令和 4、5年度を合わせた実 数が記載されているが、 これは令和5年度実績報 告では表れていない数 字。計画比など、記載さ れている数字を使ってほ しい。	年度ごとの数字として計画比 とともに骨子案に反映しまし た。	第2章2 の(1)の ウの(ウ)	(ウ) 柱3「府民の食に関する信頼感向上と選択力向上に向け た正確な情報の提供」 食の安心・安全に関するリスクコミュニケーション等を開催 し、府全域に広く周知・案内することにより、延べ参加者数は 令和4年度が約550人(計画比:109%)、令和5年度が約600 人(計画比:119%)でした。消費者、生産者、行政がそれぞ れの立場で意見を交わすことでお互いの考えを共有でき、相互 理解の促進につながりました。また、インターネット上の学習 動画「食の府民大学」に36講座の動画を追加し、内容の充実を 図ったことで、令和5年度末時点の総動画再生回数が約7.2万 回(計画比:145%)となり、府民に対して食に関する知識を 普及することができました。	農政課

28

29

30

項目	御意見の要旨	府の対応	骨子案 反映箇所	骨子案本文	担当課	
第2章 第7次行動計画の 基本的な考え方	計画期間の5年については妥当だと思うが、第4章の管理に書かれている様に社会情勢の変化や緊急性(パンデミック、健康被害事案等)のある課題が出現した場合は、柔軟な対応をお願いしたい。	柔軟に対応することとし、計画については、毎年、取組内容の検証を行い、社会情勢の変化や府民、事業者の意見を反映しながら取組の充実を図ることとします。				31
第2章 第7次行動計画の 基本的な考え方	計画期間を5年間にすることについては、近隣の府県・政令市の設定状況(滋賀県、大阪府、兵庫県、京都市等は5年間)から見れば理解できるが、社会情勢の変化に対応した柔軟な対応が必要となる。(コロナ時のテイクアウトやデリバリーなど)				農政課	32
第3章 1 第7次行動計画における主な施策の方向性	第7次行動計画における主な施策の方向性の文章について、府総合計画を基に書かれているが、行動計画の主体が府民の食の安心・安全であることが伝わってこないと感じる。	食の安心・安全を主語として文章を修正しました。	施策の体系	施策の体系 食の安心・安全の確保は、府総合計画で掲げた食文化を生かした産業・観光振興や文化交流の根幹となるものでもあります。府民の安全のみならず、府内を訪れる観光客が常に安全な食品を安心して選択できるようにするため、次の施策を推進します。	農政課	33
第3章 1 第7次行動計画における主な施策の方向性	「食料・農業・農村基本法」の改定、「食料の安全保障」の文言を一文いれてはどうか。 戦争や円安による食料やエネルギー価格の高騰、農村人口の減少などお金を出しても食料が手に入らない大きな転換点になった。基本法は多岐にわたっているので今後、具体策が出てきた時点で施策の3つの柱の中に項目として入れて行くのが良いと思う。	骨子案に法及び食料安全保障について追記しました。 具体的施策については、今後、国の状況を見ながら対応します。	第2章1 の(2)	(2) 持続可能な社会に向けた取組の推進 〈略〉 令和6年6月に改正された食料・農業・農村基本法では、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展及び農村の振興に関する施策が基本理念として位置付けられ、生活の安定向上及び経済の健全な発展を図ることを目的として生産から消費まで各段階における環境への負荷低減や合理的な価格形成が打ち出されたところです。	農政課 農産課	34

項目	御意見の要旨	府の対応	骨子案 反映箇所	骨子案本文	担当課
第3章 2 施策の3つの 柱 (1) 生産から消費に至る食品の安全性の確保	食中毒発生の時期になり、特に気を付けて頂きたいのは、違反防止や安全性重視のため、最近増加しているテイクアウト、食品材料を届ける事業者に対して抜き取り検査をお願いしたい。	高温、多湿期の7～9月を食中毒予防推進強化期間と定め、弁当、そうざいなど大量流通の見込まれる事業者や飲食店を中心に食中毒注意報の発令や地区衛生協会による巡回指導、弁当、そうざいの収去検査等を通じて食中毒の発生防止の取組を強化しています。	第3章1 の(2)	(2) 多様化する流通、提供形態に対応した監視・指導 <対応> <略> 府内で生産、製造又は販売される食品等について、違反食品や不良食品の流通を防止するため、残留農薬やアレルギー、食品添加物、放射性物質等の検査を実施します。 ⑪食品衛生法に基づく食品等の収去検査	生活衛生課 35
第3章 2 施策の3つの 柱 (1) 生産から消費に至る食品の安全性の確保	販売店から消費者に届くまでの安全管理の徹底については、 生産⇒加工⇒販売店までの安全管理が万全であっても、販売店から消費者の手元に届くまでの間の衛生管理等に問題があれば消費者にとって安心・安全とは言えない。	食中毒のリスクが高いテイクアウトやデリバリーを行う事業者に対し、新規許可取得時等の機会を捉え、指導、啓発等を行っています。引き続き、これらの事業者へ指導、啓発を実施することで、喫食までの時間や温度管理の面から消費者の安全を確保していきます。	第3章1 の(2)	(2) 多様化する流通、提供形態に対応した監視・指導 <対応> <略> 中食需要の増加を踏まえ、テイクアウトやデリバリー等に取り組む事業者に対しては、食品の適切な温度管理や事業者の規模に合った食数の提供、早めの喫食の呼びかけ等の食中毒防止のための指導、啓発を行います。	生活衛生課 36
第3章 2 施策の3つの 柱 (2) 食品関連事業者の自主的な取組の促進	農薬の適正使用を広げた経験や講習会の仕組みを使って、減農薬や環境にやさしい農業の推進を進めていく、今後5年を考えると入れておいてはどうか。	化学肥料等の低減の取組を骨子案に追記しました。	第2章2 の(2)の イの(イ) 第3章2 の(2)	(イ) 持続可能な農業の推進 環境負荷の低減を促進し、安心・安全な農林水産物を持続的・安定的に供給するため、 <u>化学肥料・化学農薬等の低減や温室効果ガス排出削減等に資する持続可能な農業に取り組む生産者の育成・支援が必要です。</u> また、機能性など高付加価値化食品の生産など農業の再生産性を高める取組が必要です。 第3章2の(2) 持続可能な農業の推進 <対応> <略> 具体的には、環境にやさしい農業に取り組む生産者の支援や有機農業アドバイザー等による普及活動により、これまで取り組んできた、 <u>有機農業や特別栽培等の環境にやさしい農業の推進に加え、京都府みどり認定を取得する農業者を増やし、環境にやさしい農業の拡大を推進します。</u>	農産課 37

項目	御意見の要旨	府の対応	骨子案 反映箇所	骨子案本文	担当課	
第3章 2 施策の3つの柱 (3) 消費者への情報提供の充実と相互理解	消費者への情報提供については、「幅広い世代に対し」とあるが、具体的には世代ごとに情報発信ツールを変えるなど、それぞれターゲットを絞って提供していくよう考えてほしい。	対面によるイベントの開催やホームページ、SNS、動画等の中から適切なツールを選択して情報発信することを、骨子案に反映しました。	第3章3の(1)及び(2)	(1) 府民と食品関連事業者の交流による相互理解の促進 <対応> 府民が安心・安全な農林水産物や加工食品を生産・製造する事業者と交流できる機会を設けるとともに、食の安心・安全に関する最新の知見、科学的根拠や法令に基づく情報、食品関連事業者が取り組むべきこと等、食を取り巻く状況を踏まえたテーマについて、オンラインや対面等ターゲットに合わせた方法でリスクコミュニケーションを開催します。 (2) 消費者ニーズに応じた正確な情報の提供 <対応> 食の安心・安全に関する動画講座「食の府民大学（京都府食の安全・食育 YouTube）」や府ホームページ「食の安心・安全きょうと」、SNS「京都府食の安全・食育情報 X」、「京都府食の安全・食育情報 Facebook」等において、食中毒対策や食品表示、アレルギー、宗教的配慮、消費者のニーズに応じた食に関する正確な情報を発信します。	農政課	38
第3章 2 施策の3つの柱 (3) 消費者への情報提供の充実と相互理解	数値目標としては、講座の参加人数や動画の再生回数などがわかりやすいのは確かだが、どこまで理解が深まっているか質を重視していくことができればと思う。	イベントの参加者や動画の閲覧者等がどのくらい理解しているのかを測る具体的な指標については、イベントでのアンケート等で把握してまいります。			農政課	39
第3章 2 施策の3つの柱 (3) 消費者への情報提供の充実と相互理解	C02削減や生物多様性の取組が消費者にわかるようにする「みえるらべる」の取組など、今後5年を考えると入れておいてはどうか。	C02削減や生物多様性の取りくみについては、骨子案の「環境と調和のとれた食料システムの確立」や「京都府みどり認定」に内包されています。 また、農産物の環境負荷低減の取組の「見える化」については、国が実施しており、府が直接的に関わってはいませんが、消費者に向けて積極的にPRしていきたいと考えています。	第2章1の(2) 第3章2の(2)	(2) 持続可能な社会に向けた取組の推進 <略> 令和6年6月に改正された食料・農業・農村基本法では、食料安全保障の確保、 <u>環境と調和のとれた食料システムの確立</u> 、農業の持続的な発展及び農村の振興に関する施策が基本理念として位置付けられ、生活の安定向上及び経済の健全な発展を図ることを目的として生産から消費まで各段階における環境への負荷低減や合理的な価格形成が打ち出されたところです。 第3章2の(2) 持続可能な農業の推進 <対応> <略> 具体的には、環境にやさしい農業に取り組む生産者の支援や有機農業アドバイザー等による普及活動により、これまで取り組んできた、有機農業や特別栽培等の環境にやさしい農業の推進に加え、 <u>京都府みどり認定</u> を取得する農業者を増やし、環境にやさしい農業の拡大を推進します。	農産課	40

項目	御意見の要旨	府の対応	骨子案 反映箇所	骨子案本文	担当課
資料2 概要案の 表記修正		<p>内容がわかりやすくなるよう、概要案を次のとおり修正します。</p> <p>P1第1章1(3) 食品表示法など食に関する法制度への対応 「消費者が正しい表示から情報を得て、食品を選択できるよう、引き続き、食品表示法や食品衛生法等、適宜改正される法制度に、適切に対応することが必要となっている。」</p>			生活衛生課

41